# 2027年国際園芸博覧会 準備書の調査審議に係る意見の聴取について

# 1 意見陳述人

1名(「表1 意見陳述申出書の概要」を参照してください。)

# 2 陳述時間

# 10 分以内

# 3 意見陳述の流れ

- (1) 意見陳述人に住所及び氏名を述べていただきます。
- (2) 会長の『どうぞ』という合図で計時を開始し、意見陳述を始めていただきます。
- (3) 開始から9分経過した時点で卓上ベルを1回鳴らします。
- (4) 開始から 10 分経過した時点で卓上ベルを2回鳴らしますので、直ちに意見陳述を終了していただきます。
- (5) 意見陳述の終了後、審査会は、意見陳述人に対して質疑をすることができます。 なお、意見陳述人は、審査会に対して質疑をすることができません。

## 4 注意事項等

- (1) 意見陳述人は、標記事業に係る環境影響評価準備書及び準備書意見見解書についての環境保全の見地からの意見以外の発言はできません。
- (2) 陳述内容の録音や録画等はできません。
- (3) 陳述内容は、個人情報を伏せた上で審査会の会議録として公開されます。ただし、 意見陳述人の住所は町名まで公開されます。
- (4) その他の注意事項等は「横浜市環境影響評価条例に基づく意見の聴取の手続に係る実施要領」(別紙)に定めるところによります。

(裏面あり)

住所	陳述しようとする意見の概要
(A)	陳遊しようとする意見の概要  【1】自然環境の保全について 見解害の事業力針と会場計画の項目には、できるだけ現況の縁地を保全し、保全対象種の生息・生育環境を創出するという文言が繰り返し書かれています。 私は大谷戸の上空を舞っているオオタカやノスリ、相沢川沿いの農道をトコトコ歩いている雑を何回も見ています。また絶滅危惧種のオオアカバナやタコノアシといった湿地に生える珍しい植物も大谷戸の畑で守っています。上瀬谷の生き物と植物の将来を考えると事業者の抽象的な見解が空虚に響きます。猛禽類の狩猟には広大な草地が必要だし、雉などの野鳥には繁殖・生息に草地は大切です。 園芸神の開催城以外に広い駐車場が計画されています。現在そこは畑、樹木、草原になっていて野鳥の鳴き声がうるさいほど間こえ、鳥の餌とならなってアルトで覆ってしまうのはあまりにも無難に思います。 園芸神を中止もしくは延期、かつ大幅に縮小しない限り現況の生き物は残れないと思います。一度壊された自然は元に戻せません。再考を希望しますが設っているもたは薄りです。 と1 地域への影響について 上瀬谷跡地は貴重な自然財産です。子供たちは学校で環境間頃について増かでいます。跡地は子供たちにとって生きた教材であり、また多様な動植域の創造や社会的な課題解決への貢献が挙げられています。 私は子供たちに豊かな自然を残し、自然を体験させたいと思います。その和泉川は多自然工法で整備し子供たちに川体験できるようにする。現在の和泉川は多自然工法で整備と手供たちに対る。現在瀬谷ぼには小中学校が合わせて20枚あります。その内、2023年に米造り体験(田植えと稲刈り)が出来たのは1校、和泉川で川体験できたのは和泉川東山の水辺に近い3校だけです。写真②は子供たちが田植えをした者です。田んぼに隣接するビオトていないためが起いませんが。 ウ 広大な草地と起伏のある地形をそのまま残し、生きた動植物観察ができるようにする。 以上ア、イ、ウのために、園芸博の中止もしくは延期、かつ縮小を求めまった。 「3] 原風景を残したい。 写真①と③はいずれも上瀬谷跡地であり。これこそ子供たちに残すべき財産ではないでしょうか。 (写真の添付あり)写真①相沢川源流域に残る7枚の田んぽ写真②比の声にの故郷であり、これこそ子供たちに残すべき財産ではないでしょうか。

# 横浜市環境影響評価条例に基づく意見の聴取の手続に係る実施要領

制 定 平成23年10月28日 改 正 令和5年9月25日

(趣旨)

第1条 横浜市環境影響評価条例(以下「条例」という。)第30条第2項又は第59条第5項に 基づく横浜市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)による意見の聴取に関し、横浜 市環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定 める。

#### (意見陳述の申出等)

- 第2条 規則第30条第1項の規定による申出は、意見陳述申出書(第1号様式)若しくは任意 の様式に申出書様式に記載のあるすべての事項を記載した書面又は横浜市電子申請・届出システムのいずれかにより行わなければならない。
- 2 意見陳述申出書の提出期間は、条例第30条第1項又は第59条第4項の規定による縦覧期間 とする。

## (意見の聴取を行う者の選定等)

- 第3条 規則第30条第2項の規定による選定は、条例第30条第1項又は第59条第4項の規定により申出をした者のうちから選定する。
  - (1) 意見聴取の選定人数は、対象事業ごとに原則10名程度までとする。
  - (2) 申出をしたすべての者の陳述が困難であると審査会が認める場合、意見の要旨を同じくする者のうちから、それぞれ抽選により審査会が意見陳述人の選定を行うものとする。
- 2 規則第30条第4項の規定による通知は、意見陳述人選定結果通知書(第2号様式又は第3号様式)により行うものとする。

#### (意見の陳述の回数及び時間)

- 第4条 意見の聴取は原則審査会の会議1回の範囲内で行うこととする。
- 2 規則第30条第3項の規定による意見陳述の時間は、1人あたり10分以内とする。ただし、審査会は、必要に応じてこれと異なる時間を定めることができる。

## (意見の陳述等)

- 第5条 意見陳述人は、発言をしようとするときは、会長の許可を受けなければならない。
- 2 意見陳述人は、意見の陳述において、当該案件に係る環境保全の見地からの意見以外の事項を発言してはならない。
- 3 会長は、意見の陳述が第4条第2項に定める陳述時間を超えたときは、その発言を禁止することができる。
- 4 会長は、意見の陳述中に不穏当な言動があったときは、その言動を禁止するとともに、発言の撤回を求めることができる。
- 5 前2項において、意見陳述人が会長の指示に従わない場合、会長は、意見陳述人に退場を 命ずることができる。

- 6 意見陳述人は代理人に意見を述べさせることができない。
- 7 意見陳述の順番は、原則として意見陳述申出書の提出順とする。

# (質疑)

- 第6条 審査会は、意見陳述人に対し、質疑をすることができる。
- 2 意見陳述人は、審査会に対し質疑をすることができない。

#### (資料の使用等)

- 第7条 意見陳述の際に資料を使用する場合、意見陳述人は、自らの責任で資料を用意することとする。
- 2 意見陳述の際に、配布した資料以外に掲示物等の資料又は電子データ等を使用する場合に は、意見陳述人は、その原本又は写し等を事務局に対し提供する。

## (補佐人)

- 第8条 意見陳述を補佐するため必要な場合は、意見陳述人1人につき、1人の補佐人を認めるものとする。
- 2 補佐人は発言することができない。

## (録音、録画等の禁止)

第9条 意見陳述人又はその補佐人(以下「意見陳述人等」という。)が、意見陳述の内容の録 音、録画等をすることは認めない。

#### (秩序維持)

- 第10条 意見陳述人等が酒気を帯びていると認められる場合、審議を妨害し、又は人に迷惑を 及ぼすと認められるものを所持している場合には、審査会は意見の聴取を取りやめることが できる。その場合、会長は、当該意見陳述人等に対し、審査会会場への入室を禁じ、又は退 場を命ずることができる。
- 2 意見陳述人等は審査会会場において、審査会の秩序を乱し、又は妨害となるような言動を 行ってはならない。これに違反するとき、会長は、当該言動を禁止し、これに従わないとき は退場を命じることができる。

#### (委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附則

この要領は、平成23年10月28日から実施する。

#### 附目

この要領は、平成31年3月14日から実施する。

## 附則

この要領は、令和3年3月17日から実施する。

## 附則

この要領は、令和5年9月25日から実施する。